

番号	質問等の内容	質問等に対する回答	備考
1	(廃材等の)処分について、自社でチップ化することは可能か。	業務仕様書「7. その他」に記載のとおり、本業務で発生する廃材等については、構外に搬出し関係法令等に従い適切に処分することを前提として、その具体的方法は請負業者に一任します。	
2	支払方法について、分納払(分割払)は可能か。	<p>可能です。ただし、落札後に提出戴く入札内訳書に、各期間(業務仕様書6. 業務回数①②③)の金額内訳を記載戴き、これが適正であると当拠点にて判断した場合に限ります。</p> <p>なお、入札書には分割払金額の記載は不要ですので、合計金額の記載をお願いいたします。</p> <p>また、分割払の場合については契約書第8号の条文を以下の通り変更させて戴きます。</p> <p>『乙(注: 請負業者)は、各期間の業務を完了し、検査職員の検査に合格した場合は、契約金額のうち当該期間の金額を所定の手続により甲(注: 水産技術研究所神栖拠点管理部門神栖拠点長)に請求できる。』</p>	

※質問内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質問を掲載しておりません。